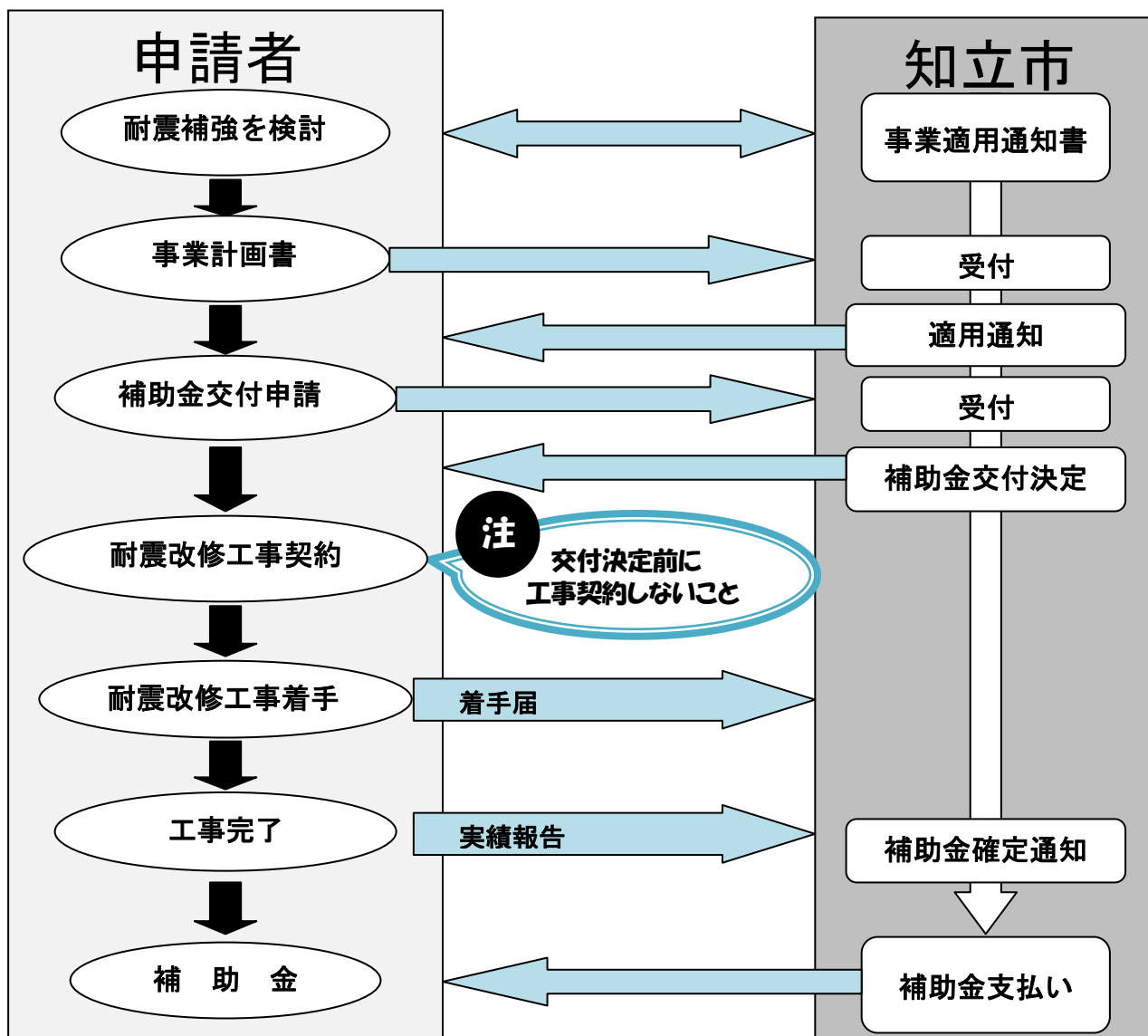




非木造住宅耐震改修工事費補助申請の流れ

一定要件の非木造耐震改修工事には補助金が受けられます。

人が住んでおり、昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅で建築基準法による建築主事の確認済証の交付を受けたもの（建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものに限ります。）



- 非木造1戸建住宅の交付額の計算
 $\text{非木造住宅耐震改修工事経費} \times 23\% \times 2/3 = \text{補助金交付額}$ (限度額：80万円)
 - マンション（避難路沿道等分譲マンションを除く）の交付額の計算
 $\text{マンション耐震改修工事経費（経費の上限：延べ面積（㎡）} \times 48,700 \text{（円））} \times 23\% \times 2/3 = \text{補助金交付額}$ (限度額：1住戸当たり41万円かつ1棟当たり1,180万円)
 - 避難路沿道等分譲マンションの交付額の計算
 $\text{マンション耐震改修工事経費（経費の上限：延べ面積（㎡）} \times 48,700 \text{（円））} \times 50\% \times 2/3 = \text{補助金交付額}$ (限度額：1住戸当たり89万円かつ1棟当たり2,580万円)
- ※ マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上のものであり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいいます。

問い合わせ先 知立市建設部建築課建築係
 電話 0566-95-0128



非木造住宅耐震補強工事費補助金交付申請について

非木造住宅耐震改修工事

建設部建築課建築係

1 受付け期間について

工事実績報告を申請年度の2月末日までに提出できるものが、対象となります。申請を希望される方は、事前にご相談ください。

2 申請方法

申請に先立ち、あらかじめ耐震改修計画を策定し、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業計画書（様式第1）を、提出してください。

事業計画書提出により、計画の内容の審査の上、適当と認めるときは、補助事業の適用を決定します。その後、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（様式第3）を提出していただきます。

書類は、建築課窓口へ直接持ち込んでください。

3 申込み受付について

- (1) 別紙「非木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書類の提出について」に書いてある書類が、すべて整っているもののみを受付けします。
- (2) 予算の範囲の戸数を実施し、決定は書類受付け先着順とします。

4 補助金交付額について

(1) 非木造1戸建住宅の交付額の計算

非木造住宅耐震改修工事経費 $\times 23\% \times 2/3 =$ 補助金交付額（限度額：80万円）

(2) マンション（避難路沿道等分譲マンションを除く）の交付額の計算

マンション耐震改修工事経費（経費の上限：延べ面積（㎡） $\times 48,700$ （円））
 $\times 23\% \times 2/3 =$ 補助金交付額（限度額：1住戸当たり41万円かつ1棟当たり1,180万円）

(3) 避難路沿道等分譲マンションの交付額の計算

マンション耐震改修工事経費（経費の上限：延べ面積（㎡） $\times 48,700$ （円））
 $\times 50\% \times 2/3 =$ 補助金交付額（限度額：1住戸当たり89万円かつ1棟当たり2,580万円）

- ※ マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が1,000㎡以上のものであり、かつ、地階を除く階数が原則として3階以上のものをいいます。
- ※ いずれの場合も、補助金額に1,000未満の端数が出た場合は、切り捨てとします。

5 補助対象条件について

補助の対象となるのは、旧基準非木造住宅の所有者が行う非木造住宅耐震診断です。下記の全ての項目に該当していることが必要です。

- (1) 補助対象となる耐震改修工事は、非木造住宅耐震診断の結果、地震に対して安全な構造でないと判断されたものについて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第8条第3項の規定に基づき特定行政庁から建築物の耐震改修の計画の認定を受けて行う、安全な構造にする耐震改修工事を言います。
- (2) 上記(1)中の、非木造耐震診断は、建築士の資格を持った人が、建築士法^{※1}に定められている「新築のとき設計・監理ができる規模の住宅」^{※2}を適切に診断する診断を言います。

※1 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）又は同条第3項に規定する二級建築士であるものをいう。ただし、建築士法第3条に規定する用途・規模の建築物の耐震診断を行う場合は、一級建築士である者に限る。

建築士法（一級建築士でなければできない設計又は工事監理）

第三条 左の各号に掲げる建築物（建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。）を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

- 一 学校、病院、劇場、映画館、観覧場、公会堂、集会場（オーデトリウムを有しないものを除く。）又は百貨店の用途に供する建築物で、延べ面積が五百平方メートルをこえるもの
- 二 木造の建築物又は建築物の部分で、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルを超えるもの
- 三 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、石造、れん瓦造、コンクリートブロック造若しくは無筋コンクリート造の建築物又は建築物の部分で、延べ面積が三百平方メートル、高さが十三メートル又は軒の高さが九メートルをこえるもの

四 延べ面積が千平方メートルをこえ、且つ、階数が二以上の建築物

※2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に基づき、住宅・建築物の地震に対する安全性を構造に応じて適切に診断すること（木造住宅耐震診断に該当するものを除く。）をいう。

- (3) 補助金を受けられる人は、市内にある旧基準非木造住宅の所有者（その住宅に居住する人で、所有者の同意を得られるもの人を含みます。）の人です。ただし、一戸建て及び賃貸住宅（共同住宅を含みます。）の所有者であって、市税を滞納している人には補助金を交付しません。

また、区分所有された共同住宅（分譲マンション）にあつては、管理組合で合意形式がとれること、住宅所有者と居住者が異なる場合は、当事者間で合意形成が図られたものであることが条件になります。

- (4) 補助対象となる住宅は、次の各項目のいずれにも該当するものです。

ア 旧基準非木造住宅であること。

イ 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

ウ その他住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱第8事業要件に適合するものであること。

- (5) 上記（3）アの旧基準非木造住宅とは、次の各項目にあてはまるものをいいます。

ア 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅で建築基準法による建築主事の確認済証の交付を受けたもの（建築確認通知書等で建築確認通知日が昭和56年5月31日以前であったことを確認できるものに限ります。）

イ 現在、人が住んでいるもの



非木造住宅耐震改修補強工事

補助事業計画書の提出について

知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業計画書（様式第1）に、次に書いてある全ての書類を添付してください。

- 1 位置図（案内図）
- 2 区域図
- 3 補助対象等を図示した図面
- 4 配置図、平面図、立面図、断面図、建築設備図、昇降機、
関係図書等
- 5 現況写真（撮影位置を図示すること）
- 6 施行者が管理組合の場合は、組合規約及び耐震改修工事費
補助事業に関する議決書又はこれに代わるもの
- 7 住宅所有者と居住者が異なる場合は、所有権等を有する者
全員の同意を得たことを証する書面
- 8 その他市長が必要と認める図書



非木造住宅耐震改修工事

〔知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書（様式第3）〕

の提出について（下記の書類を提出してください。）

1 知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付申請書
（様式第3）

2 耐震改修工事費の積算内訳書

3 耐震診断結果報告書の写し

4 耐震改修評定又は認定書の写し（1戸建てを除く。）

5 現況写真（撮影位置を図示すること。）

6 配置図（事業を行う土地の区域及び建築物の位置を表示すること。）

7 申請書別紙（様式第4）

8 その他市長が必要と認めるもの



非木造住宅耐震改修工事

着手の届出について

交付決定を受けたときは、30日以内に非木造住宅耐震改修工事費補助事業に着手し、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業着手届（様式第6）に次に掲げる書類を添付して、提出してください。

- (1) 非木造住宅耐震改修工事費補助事業に係る契約書の写し（契約書には内訳書を、添付すること）
- (2) 工程表
- (3) 連絡者リスト（耐震診断業者、設計業者及び工事監理者、工事請負業者並びに管理組合等担当者）

中間検査申請書の提出について

市長が指定する工程において、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業中間検査申請書（様式第7）に中間検査を行う箇所がわかる図面を添えて、提出してください。

変更承認申請について

- 1 非木造住宅耐震改修工事費補助事業の内容のみを変更する場合は知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業変更届（様式第9）に、補助金の額に変更を生じる場合は知立市非木造住宅耐震改修工事費補助金交付変更申請書（様式第8）に、次の書類を添付して変更前に提出してください。

- (1) 変更後の補助対象経費の見積書の写し
- (2) 変更契約書
- (3) 変更図面等、変更内容がわかる書類



非木造住宅耐震改修工事

取りやめ等の手続きについて

診断ができなくなった場合、耐震改修工事の中止又は廃止をしようとする場合は、補助金の交付決定があった年度の1月末日までに、知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業取下げ（中止）届（様式第11）を提出してください。



非木造住宅耐震改修工事

完了実績報告の手続きについて

完了実績報告書は、工事の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください。

- 1 知立市非木造住宅耐震改修工事費補助事業完了実績報告書（様式第12）
- 2 施行状況がわかる写真
- 3 領収書又は請求書の写し
- 4 所得税額の特別控除及び固定資産税額の減額措置を受けようとする場合は、住宅耐震改修証明申請書及び地方税法施行規則（昭和22年総理府令第23号）附則第7条第6項の規定に基づく証明申請書
- 5 その他市長が必要と認める書類



非木造住宅耐震改修工事

知立市非木造住宅耐震改修費補助金

支払請求書（様式第14）の提出について

完了実績報告を提出していただき、適正と認められたときは、通知をさしあげます。この通知を受けとられたらすみやかに提出してください。